

## 長野市飲用井戸等衛生対策指導要綱

平成 16 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 この要綱は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置を定めることにより、これらの井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的として行う行政指導の指針について定めるものとする。

### (対象施設)

第 2 この要綱において対象とする施設は、次の各号のいずれかに該当するものであって、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道、同条第 3 項に規定する簡易水道事業、同条第 6 項に規定する専用水道及び同条第 7 項に規定する簡易専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物並びに長野市小規模水道維持管理指導要綱（平成 11 年 4 月 1 日施行）第 2 第 2 号に規定する飲料水供給施設、同第 2 第 3 号に規定する簡易給水施設、同第 2 第 4 号に規定する簡易専用水道及び同第 2 第 5 号に規定する準簡易専用水道に該当しないもの（表流水、湧水を含む。以下「飲用井戸等」という。）とする。

(1) 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅に居住する者に対して飲用水を供給する飲用井戸等(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)

(2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する飲用井戸等(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)

2 前項の規定にかかわらず、旅館及び公衆浴場、食品関係営業施設に設置されている飲用井戸等については、当該関係法令の定めるところによる。

### (管理基準)

第 3 飲用井戸等を設置する者又は管理する責任を有する者（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものとする。

2 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるものとする。

3 設置者等は、飲用井戸等の設備（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等）及び周辺を定期的に点検し、飲用水の汚染防止措置を講ずるとともに、飲用井戸等の清潔保持に努めるものとする。

4 設置者等は、その供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所へ連絡し指示を受けるものとする。

### (水質検査)

第 4 設置者等は、次に掲げる定期及び臨時の検査を行うものとする。

(1) 飲用井戸等により給水を開始しようとするときは、あらかじめ、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第 101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）について水質検査を行うこと。この場合において、消毒を行うときは、消毒の残留効果について水質検査を行うものとする。

- (2) 一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するものを除く。）及び業務用飲用井戸については、1年以内ごとに1回、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を実施すること。
- (3) 一般飲用井戸（設置者等が専ら自己の居住の用に供する住宅に限り飲用水を供給するものに限る。）については、1年以内ごとに1回、前号の水質検査を実施するよう努めること。
- (4) 飲用井戸等から給水される水に異常を認めるときは、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を実施すること。
- 2 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には保健所へ連絡するものとする。
- 3 設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。
- 4 設置者等が、定期又は臨時の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、3年間保存するものとする。
- （実態の把握）
- 第5 保健所長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置状況等の情報を収集し、飲用井戸等を設置しようとする者、設置者等及び使用者に対する啓蒙のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- （汚染に対する措置）
- 第6 保健所長は、設置者等から第3第4項及び第4第2項の規定による連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見した場合は、設置者等に対し必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月5日告示第103号）

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。